

豊橋市技能労働者認定職業訓練交通費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市技能労働者認定職業訓練交通費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）に基づき職業訓練法人が行う認定職業訓練を履修する場合に、愛知県内かつ豊橋市外にある訓練施設に通うための交通費を予算の範囲で補助することにより本市の人材育成に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定職業訓練 法第24条第1項に規定する職業訓練をいい、都道府県知事が、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、法第19条で定める基準に適合するものであることを認定するものをいう。
- (2) 職業訓練法人 法第35条の規定に基づき設立された法人をいう。
- (3) 公共交通機関 不特定多数の人が所定の運賃を支払って利用する交通機関を指し、この要綱においては、鉄道、バス及び路面電車を指す。
- (4) 在職者訓練 企業に勤める者が業務に必要な専門知識や技能・技術を向上させるための訓練をいう。
- (5) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。

(補助対象者等)

第4条 補助金は、予算で定める額の範囲内で交付するものとし、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象者、補助要件等の詳細は別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉱産税をいう。）を滞納している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
- (3) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営む者
- (4) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (5) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
- (8) その他市長が適当でないと認めた者

（交付の申請）

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1）及び補助金実績報告書（様式第2）に別表第1に規定する補助対象者の区分に応じ、同表の添付書類に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び額の確定）

第6条 規則第5条の規定による交付決定通知及び規則第11条の規定による交付額確定通知は、補助金交付決定・確定通知書（様式第3）によるものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 項 目 | 内 容 |
|--------------|--|
| 1.補助対象経費 | 自宅又は勤務先事業所から、愛知県内かつ豊橋市外にある認定職業訓練施設までの往復交通費 |
| 2.補助対象者 | <p>補助対象経費を負担し、かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 豊橋共同職業訓練協会の会員企業</p> <p>(2) 豊橋市内の中小企業者等</p> <p>(3) (1) 及び (2) の役員又は従業員</p> <p>(4) 中小企業者等の役員又は従業員であって豊橋市内に住民登録があるもの</p> |
| 3.補助要件 | <p>次の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 令和7年4月1日以降に職業訓練法人が行う普通職業訓練の普通課程であって、木造建築科、造園科、建築板金科に係る認定職業訓練を受けるための交通費であること。</p> <p>(2) 交通手段が公共交通機関であること。</p> <p>(3) 領収書の写し、乗車券の写し、ICカード乗車券の利用履歴の写し等により、利用日及び乗車区間並びに交通費の支払いが確認できること。</p> |
| 4.補助率および補助上限 | 対象経費の2分の1以内の額とし、1年度1人当たり15万円を限度とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。また、国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置等を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置等として受けた額を控除した額とする。 |
| 5.添付書類 | <p>補助対象者が2.(1)又は(2)の場合</p> <p>(1) 実績報告書</p> <p>(2) 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し（発行日が3か月以内のもの）、個人にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し</p> <p>(3) 従業員数を証明する書類の写し</p> <p>(4) 認定訓練履修者が事業所に在籍していることを証明する書類</p> |

| | | |
|--------|--|--|
| | | <p>(5) 認定職業訓練を履修したことが分かる書類</p> <p>(6) 領収書の写し、乗車券の写し、ICカード乗車券の利用履歴の写しなど、利用日および、乗車区間及びに交通費の支払が確認できる書類</p> <p>(7) 訓練施設の月ごとの出席簿</p> <p>(8) その他市長が必要と認めた書類</p> |
| | <p>補助対象者が 2 . (3) 又は (4) の場合</p> | <p>(1) 実績報告書</p> <p>(2) 法人にあっては履歴事項全部証明書の写し（発行日が3か月以内のもの）、個人にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し</p> <p>(3) 認定訓練履修者が事業所に在籍していることを証明する書類</p> <p>(4) 認定職業訓練を履修したことが分かる書類</p> <p>(5) 領収書の写し、乗車券の写し、ICカード乗車券の利用履歴の写しなど、利用日及び乗車区間並びに交通費の支払が確認できる書類</p> <p>(6) 訓練施設の月ごとの出席簿</p> <p>(7) 住民票の写し（認定職業訓練を履修した者のもの）</p> <p>(8) その他市長が必要と認めた書類</p> |
| 6.申請回数 | | <p>1 補助対象者につき年度当たり1回まで。</p> <p>ただし、同一学年で複数回申請することはできない。</p> |
| 7.申請期間 | | <p>申請対象年度ごとに4月1日から翌年3月31日まで</p> |